

(公印省略)

生福第 1153 号
令和 5 年 12 月 21 日

指定医療機関 各位

大分市福祉事務所
生活福祉課長 尾上 典章

診療依頼証の変更について（お知らせ）

生活保護法による医療扶助の実施につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

診療依頼証の様式は 2 年毎に変更しており、令和 6 年 1 月分より新様式（水色）となります。様式の変更に伴い、生活保護受給者の担当班直通の電話番号を診療依頼証の裏面に記載しておりますので、生活保護受給者に関係することであれば担当のケースワーカーへ、それ以外医療扶助に関するについては医療・介護担当班へご連絡いただきますようお願いいたします。詳しくは裏面に記載しております。

資格確認につきましては、生活保護法による医療扶助におきましても今後オンライン資格確認を導入する予定となっております。資格確認をオンラインで行う予定のない場合は、生活福祉課 医療・介護担当班へご一報いただきますようお願い申し上げます。医療扶助のオンライン資格確認導入開始日につきましては、別途通知にてお知らせします。

大分市福祉事務所 生活福祉課
医療・介護担当班 堀川
電話 097 (537) 5621 (班直通)

<診療依頼証裏面>

指定医療機関へのお願い

1. この診療依頼証を窓口へ提出した者は、生活保護法による医療扶助対象者です。土・日曜、祝日、時間外で急病のため受診したい旨申し出がありましたら、対象者及び資格確認欄を確認のうえ診療方お願いいたします。
(検印は3か月ごとに行っております。)
2. 診療しましたら誠に恐れ入りますが、翌日下記連絡先へ連絡をお願いします。医療券は月末又は月初めにお届けいたします。
3. なお不明な点がありましたら生活福祉課へおたずねください。

連絡先(担当者は表面に記載しています)

- 受給者に関すること(自己負担金の確認、入退院等)

537-5706

- その他医療扶助に関すること

☎ 097-537-5621 FAX 097-533-7818

後発医薬品(ジェネリック医薬品)使用の原則化について
医師が後発医薬品への変更を認めていない場合を除き、本人が希望するかどうかに関わらず、原則として後発医薬品が調剤されますので、ご理解願います。

- 令和6年3月より、マイナンバーカードを使用してオンライン資格確認が可能になります。

診療依頼証使用上の注意事項

1. 土・日曜、祝日、時間外で急病の時のみ使用してください。使用した際は、開庁日に必ず連絡してください。
(健康保険証や自立支援医療受給者証等を持っている方は、一緒に窓口へ提出してください。)
2. 大分市内の生活保護指定医療機関のみ使用できます。
3. 3か月に1回検印を受けてください。
(検印のないものは使用できません。)
4. この依頼証に書かれている家族等に變動があったとき、又は紛失したときは、ただちに届け出てください。
5. 他人に譲ったり又は使用させてはなりません。不正使用になります。
6. 生活保護が停止、廃止となったときは、ただちに返却してください。
7. 生活保護の停止、廃止後に使用したり、不正に使用したときは、費用の返還を求められたり、法により罰せられることがあります。

<医療機関を受診する時の注意事項・お知らせ>

- 診療を受けるときは、事前に電話などにより、必ず担当ケースワーカーへ連絡してください。
- 令和6年3月よりマイナンバーカードを使用して受診することができます。
(健康保険証としての申込み(初回登録)が必要です。)

●受給者に関すること

…受給者の担当ケースワーカーの班直通の電話番号

※担当のケースワーカー名は診療依頼証の表に記載

- ・資格確認(診療依頼証の押印がない場合、社会保険の有無など)
- ・受診連絡
- ・自己負担金の確認
- ・入退院の連絡
- ・診断書料・検診命令等の請求に関わること
- ・被保護者の状況に関すること 等

●その他医療扶助に関すること…医療・介護担当班の電話番号